

平成二十年三月七日受領  
答弁第一二二二号

内閣衆質一六九第一二二号

平成二十年三月七日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員江田憲司君提出道路の中期計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員江田憲司君提出道路の中期計画に関する質問に対する答弁書

一について

国土交通省において取りまとめた平成八年度から平成十七年度までの十年間における一般道路事業及び有料道路事業の事業量の合計は、実績として約八十兆円である。

二について

一についてで述べた事業量の合計約八十兆円の財源の内訳としては、国の道路特定財源が約三十三兆円含まれる。残りの事業量の財源の内訳については、地方自治体が負担する直轄事業負担金等に対して具体的にどの財源が充てられたのかが明確にできないこと等から、お答えすることは困難である。

三について

平成十九年十二月七日に政府・与党で合意し、取りまとめた「道路特定財源の見直しについて」において示された五十九兆円の事業量に占める国の負担割合を、仮に、平成十九年度予算における事業量に占める国の負担割合を基に算出した場合、国の負担分は約二十九兆五千億円となり、これについては国の道路特定財源が充当される見込みである。残りの事業量の財源の内訳については、地方自治体が負担する直轄

事業負担金等に対して具体的にどの財源が充てられるのかが明確にできないこと等から、お答えすることは困難である。

#### 四の(1)について

平成二十年二月二十五日に国土交通省が発表した「道路の中期計画(素案)」「補足資料」において五十九兆円の事業量の構成を示しており、「①開かずの踏切対策」については、「開かずの踏切等を除却する対策」として三兆八千四百億円を、「②学童の通学路の整備」については、「通学路の歩道整備」として二兆六千七百億円を、「③救急病院に行く生活道路の整備」については、「生活幹線道路ネットワークの形成」として五兆千億円を、「④バリアフリーの整備」については、「バリアフリー化」として一兆三千五百億円を、「⑤無電柱化」については、「無電柱化」として一兆三千八百億円を、「⑥深刻な渋滞対策」については、「渋滞対策」として十九兆四千億円を、「⑦道路の維持や除雪、古い橋の修繕」については、「橋梁等の修繕・更新、維持管理」として七兆二千億円をそれぞれ計上している。

①から⑦についての直近十年間の事業量については、集計の作業が膨大であること、関係する資料の保存期間を経過しているものもあること等から、お答えすることは困難である。

#### 四の(2)について

平成十九年十一月十三日に国土交通省が発表した「道路の中期計画(素案)」(以下「中期計画」という。)においては、「①開かずの踏切対策」に関してお尋ねの「中期計画の開かずの踏切除却予定数」については、交通が集中する踏切と合わせて約四百箇所の踏切を除去し、「②学童の通学路の整備」に関してお尋ねの「中期計画の整備予定キロ数」については、「通学路の歩道整備」として約四万四千メートルの通学路に対して交通安全対策を実施し、「③救急病院に行く生活道路の整備」に関してお尋ねの「中期計画の整備予定キロ数」については、「生活幹線道路ネットワークの形成」として約五千区間の生活幹線道路(一万三千キロメートル)に対して対策を実施し、「④バリアフリーの整備」に関してお尋ねの「中期計画の整備予定キロ数・駅前広場の予定箇所数」については、「バリアフリー化」として約六千四百キロメートルの道路及び約九百箇所の駅前広場に対してバリアフリー対策を実施し、「⑤無電柱化」に関してお尋ねの「中期計画の無電柱化予定キロ数」については、「無電柱化」として約三千七百キロメートルの道路に対して無電柱化対策を実施し、「⑥深刻な渋滞対策」に関してお尋ねの「中期計画の信号交差点等の対策予定箇所・渋滞損失時間削減予定」については、「渋滞対策」として約三千箇所の信号交

差点等に対して渋滞対策を実施し、全国の幹線道路について渋滞損失時間を約三割削減し、「⑦道路の維持や除雪、古い橋の修繕」に関してお尋ねの「中期計画の対策予定区間・予定キロ数」については、「橋梁等の修繕・更新」として約十五万橋に対して予防保全を実施することとしている。

①から⑦に関してお尋ねの直近十年間の各数量については、集計の作業が膨大であること、関係する資料の保存期間を経過しているものもあること等から、お答えすることは困難である。

#### 五について

お尋ねの「生活道路」が何を指すのか必ずしも明らかでないが、いずれにせよ、地方の道路事業においては、各事業の事業費に対して具体的にどの財源が充てられるかが明確にできないこと等から、お答えすることは困難である。

#### 六について

中期計画においては、真に必要な道路整備を計画的に進めるため、今後の具体的な道路整備の姿を示すものとして必要な事業量を国土交通省として明示したものであり、中期計画の策定に当たり、各高速道路株式会社は関与していない。